

幸手市地域公共交通会議設置要綱

平成 22 年 3 月 29 日

告示第 31 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、幸手市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第 3 条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 幸手市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人埼玉県バス協会の代表
- (5) 埼玉県タクシー協会の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 幸手警察署長又はその指名する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第 4 条 交通会議に会長を置き、会長は前条第 1 号の者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決

するところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 7 条 交通会議の庶務は、市民生活部くらし安全課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。